特定施設・指定施設等の設置届出に必要な書類

１．　届出書（法第６条）

・　正本にその写しを添えて提出願います。（写しは御社の控えになります）

２．　付近見取図（施行規則第４条第２項）

・　住宅地図等で構いません。

３．　特定施設の配置図（法第６条第２項）

・　敷地境界が示された図面に施設の設置箇所を記載してください。

４．　騒音（振動）防止の方法

・　防音壁の設置、低騒音型機器の使用、防振ゴムの設置等の具体的な内容を記述願います。

５．　使用施設のカタログコピー

・　カタログがない場合は、施設の写真（銘板の拡大含む）をご用意下さい。

以上５点を設置工事の日の**30 日前まで**に熊谷市役所江南行政センター２階環境政策課へ提出してください。

旧妻沼町地内に施設を設置する場合は、妻沼行政センター地域振興係への提出となりますので、ご注意ください。

なお、既に施設が設置されていて、**未届出であった場合は、遅延理由書（任意様式）の提出**をお願いいたします。

熊谷市　環境政策課　公害対策係
電話　048-536-1548